

# 小山工業高等専門学校寮務委員会規程

制 定 平成3年4月1日

最終改正 平成30年1月17日

(趣旨)

第1条 この規程は、小山工業高等専門学校運営組織規則第14条の規定に基づき、小山工業高等専門学校寮務委員会（以下「委員会」という。）を置き、委員会に関し、必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、校長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 入寮及び退寮に関すること。
- 二 寮生の教育及び生活指導に関すること。
- 三 寮内の環境整備並びに寮生の災害予防及び安全保持に関すること。
- 四 寮生の福利厚生及び保健衛生に関すること。
- 五 その他学寮の管理運営に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 寮務主事
- 二 寮務主事補
- 三 各学科及び一般科から各1名
- 四 その他校長が必要と認めた者

(会議)

第4条 委員会は、寮務主事が招集し、その議長となる。

第5条 委員会は、必要に応じ、委員以外の者を出席させることができる。

(事務)

第6条 委員会に関する事務は、学生課寮務係において処理する。

附 則

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。